

【1993年12月17日】障害者雇用対策の今後の方向について

障害者雇用審議会

障害者雇用審議会意見書

障害者雇用対策の今後の方向について

障害者の雇用対策については、政府が策定した「障害者対策に関する新長期計画」及び労働大臣が策定した「障害者雇用対策基本方針」において、重度障害者対策に最大の重点を置き、障害者が可能な限り一般雇用に就くことができるよう、障害の種類及び程度に応じたきめ細かな対策を総合的かつ計画的・段階的に推進していくことを基本方針としている。

障害者の雇用の状況をみると、国連障害者の10年を終え、ノーマライゼーションの理念が社会に浸透しつつあり、障害者の自立意識の高まりと相まって、雇用される障害者数は着実に増加しており、障害者の実雇用率についても、依然として法定雇用率を下回っているものの、次第に上昇しつつある。しかしながら、重度身体障害者、精神薄弱者及び精神障害回復者等（以下本意見書において「重度障害者」と総称する。）については、雇用の立ち遅れがみられ、これまでの雇用対策では対応が十分でなかったような特に就職の困難な障害者を中心として、新たな対策を講ずる必要性が高まっている。

このため、以下のとおり、職業リハビリテーションの充実や障害者をとりまく職業生活環境の整備に向けた施策の充実・強化を図る必要がある。

1 多様な職業リハビリテーションの実施

(1) 地域障害者雇用推進総合モデル事業の推進

上記のような障害者雇用の状況を踏まえ、重度障害者の職業的自立を図るために、平成5年度より、地域レベルにおいて雇用部門と福祉部門の連携の下に、個々の障害者の特性に応じたきめ細かな職業リハビリテーションの措置を提供するとともに、通勤、住宅等の障害者をとりまく職業生活環境の整備を図ることを目的とした地域障害者雇用推進総合モデル事業（以下「モデル事業」という。）が実施されている。

モデル事業においては、現在、雇用事例等の雇用情報、職業リハビリテーションを実施する施設等の情報、就職を希望する障害者の情報等をデータベース化し、関係機関を端末で結ぶことにより、雇用部門と福祉部門の間における情報の共有化を図るための「職業リハビリテーション・ネットワーク」の構築に向けて調査が進められている。今後は、モデル事業実施地域におけるこのネットワークの構築を速やかに実現するとともに、これを実効あるものとするためには、関係機関が相互に連携をとって、共有化された情報の活用により職業リハビリテーションを実施していく体制を整えていくことが

重要である。

また、モデル事業の成果については、福祉部門と雇用部門の連携を密度にし、重度障害者を雇用に結びつける取組みとして十分に検討・評価し、今後のモデル事業実施地域以外の地域における取組みに反映させていくことが望まれる。

(2) 障害者雇用支援センターの設置

特に就職が困難な重度障害者が職業的に自立するためには、その障害の特性に応じたきめ細かな職業リハビリテーションを実施することが必要であるが、そのためには、重度障害者個々人の立場を十分に理解した上で、職業的自立に至るまでの様々な問題について一貫して対応することができるような人的支援のシステムが必要である。このような人的支援は、障害者の生活の場に密着し、かつ、福祉部門との連携が図りやすい市町村レベルで行うことが効果的であると考えられる。

このため、市町村レベルにおいて「障害者雇用支援センター」を設置し、実際に作業場を設けて障害者に作業実習を行わせることをはじめとして、個々の障害者の特性に応じたきめ細かな職業リハビリテーションを実施することが必要である。この障害者雇用支援センターにおいては、おおむね次のような業務を行うことが望まれる。

授産施設等への定期訪問等により職業的自立を希望する重度障害者を把握すること

専門的職業評価機関である地域障害者職業センターの協力を得て重度障害者個々人の特性に応じた職業リハビリテーションの提供方法を検討すること

職業的自立を目指すための基礎的な訓練として作業実習を実施すること

地域における事業所を活用して職場見学や職場実習を実施すること

就職後の通勤援助や職場定着のための援助を実施すること

住宅の確保等も含めた職業的自立に関係する日常生活の問題についての相談援助を実施すること

障害者の雇用を支援する者の養成を行うとともに、これらの者を登録して、必要に応じて事業主等に対して情報提供すること

この障害者雇用支援センターは、市町村レベルの地域における自主的な取組みとして、当該地域において既に実施されている他の職業リハビリテーションの取組みや成果にも十分配慮しつつ、各地域において公益法人が設置・運営に当たることが適当であるが、国としても、障害者雇用支援センターを職業リハビリテーションの一翼を担うものとして位置づけ、その設置を促進するとともに、事業の運営について必要な助成措置を講ずるべきである。

なお、障害者雇用を地域全体の取組みとして進めていくためには、事業主のみならず地域社会全体としての理解を深めていく必要があることから、障害者雇用支援センターの設置とあわせて、地域社会における理解の促進に努めることが望まれる。

(3) 地域障害者職業センターの充実

地域障害者職業センターは、都道府県レベルにおける高度かつ専門的な職業リハビリテーションを担う機関であり、今後とも、就職が困難な重度障害者について、専門的見地からその障害の種類及び程度を十分に考慮した職業評価、職業指導等が行われる必要がある。このため、職業リハビリテーションに従事する専門家である障害者職業カウンセラーの資質の一層の向上と充実を図るとともに、都道府県レベルでの職業リハビリテーションの中核的機関として、障害の多様化・重度化に対応したきめ細かな障害種類別対策を講ずることができるよう、地域障害者職業センターの機能の充実を図ることが必要である。

(4) 事業所を活用した職業リハビリテーションの推進

地域障害者職業センターにおいて現在行われている職域開発援助事業は、事業主の協力の下に実際の事業所を活用して、障害者に対して職業生活指導から技術指導までを行う職業リハビリテーションであるが、このような実際の事業所を活用した職業リハビリテーションは、精神薄弱者、精神障害回復者等の障害者の職業的自立を図る上で非常に効果的であるので、今後とも全国的実施に向けて順次拡大して実施することが望まれる。

(5) 職業紹介等の行政サービスの充実

障害者の実雇用率については、近年、次第に上昇をみており、雇用率達成指導の強化が一定の効果を生み出していると考えられる。今後とも、身体障害者雇用率制度の厳正な運用に引き続き努めると同時に、障害者の雇用の促進及び職業の安定に当たっては、企業のトップや同僚となる労働者の理解が重要であると考えられることから、その意識の啓発に努めることが必要である。

また、障害者の雇用環境をさらに整備するため、公共職業安定所においては、個々の障害者の障害の種類及び程度を十分に考慮した職業紹介を行い、1人でも多くの障害者がその能力に適合した職業に就くことができるよう努めるとともに、事業主に対しては、業種、職種、障害種類別の具体的な好事例の提供を行う等の行政サービスの一層の充実を図るべきである。また、障害者雇用に係る助成措置等の諸施設の充実を図るとともに、その周知・徹底を十分行う必要がある。

なお、障害者の職業的自立に関しては、障害の特性に応じた多様な就業形態での就業機会の確保が重要であり、障害者の雇用・就業のための施策が効果的に推進されるよう、政府全体が一体となって取り組むことが望まれる。

(6) 障害者の職業能力開発の推進

職業能力開発については、より多くの障害者に対して適切な職業訓練が実施できるよう、一般の公共職業能力開発施設において、障害者の利便に配慮した施設や設備の整備

等を図り、障害者の受入れを促進することが重要である。

他方、一般の公共職業能力開発施設において受講することが困難な重度障害者に対しては、障害者職業能力開発校において、障害の特性に配慮した訓練科目の設定、施設の盤備等を図っていくことが必要である。

さらに、重度障害者の雇用の促進にとっては、実際の作業現場を活用した実践的な職業能力開発を事業主が行うことが効果的であり、このような民間における職業能力開発を各種助成金の活用等により推進する必要がある。また、授産施設や小規模作業所における指導や訓練も有効であることから、このような施設等と連携した職業リハビリテーションの推進に努める必要がある。

2 障害者をとりまく職業生活環境の整備

(1) 通勤・住宅対策の充実

移動に困難が伴う身体障害者のうち多くの者にとっては、公共交通機関が整備されることが事業所に勤務するに当たっての不可欠の課題である。しかしながら、公共交通機関における施設・設備の整備状況をみると、エレベーター、エスカレーター等移動を円滑に行えるような設備を備えているケースは依然として少ない状況にある。移動に困難が伴う身体障害者には通勤に自動車を使用する者も少なくないが、この場合でも、特に都市部では身体障害者用の駐車場を確保することが困難な状況にある。

また、住宅問題については、移動に困難を伴う身体障害者が通勤の利便のよい場所から通勤することを希望しても、身体障害者が利用できるような特別な構造を備えた住宅が少ない状況にあり、精神薄弱者や精神障害者については、独立して日常生活を営む場合には、多くの場合その住宅に援助者を配置する等の日常生活面での人的援助が必要であることが多い。

このような障害者の職業生活をとりまく環境整備については、建築物の構造の改善、住宅整備、公共交通機関の整備等の移動・交通対策等の諸施策が総合的かつ計画的に進められることが必要である。このためには、政府全体が一体となって取り組むことが不可欠であり、関係省庁や地方公共団体がより一層強力な連携をとって進めることが望まれる。

労働行政においても、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成措置の拡充により通勤・住宅対策の充実を図ることが適当であり、新たに、事業主が共同で障害者向けの通勤用バスを運行したり住宅を設置したりする場合や、事業主が障害者に対して通勤・住宅関係の費用の面で優遇する場合についても、助成措置を講じて、これらの取組みを奨励することが必要である。

(2) 福利厚生充実による働く障害者の福祉の増進

障害者が快適で充実した職業生活を送るに当たっては、文化、スポーツ、レクリエー

ション等の余暇活動に参加する機会を十分に与えられることが重要である。しかしながら、現状では、就職すると福祉関係施設入所者に比べて余暇活動の情報を得にくくなることが多いこと、企業内の福利厚生施設の障害者向け整備が十分ではないこと等のために、そのような機会を奪われ、そのことが職場定着の心理的障害にもなっている場合があると考えられる。

このため、障害者の職場定着を一層推進するためにも、障害者である労働者のために文化、スポーツ、レクリエーション等の余暇活動についての必要な情報の提供に努めるとともに、事業主が所有する（又は事業主が共同で所有する）保養所、体育施設、食堂・休憩室等の労働者の福祉の増進を目的とする施設について、障害者の利用が可能となるよう整備していくことが重要であるので、このための助成措置が新たに講じられる必要がある。

さらに、国や地方公共団体が設置・運営する福祉施設については、障害者の利用が可能となるよう引き続き整備がなされるべきである。

（3）障害者雇用の安定と質的向上の推進

障害者の職業生活を全体を通して考えた場合、その有する職業能力を正當に評価し、適当な雇用の場を確保するという観点から、職業能力の向上に伴い、職務内容や給与、地位等の処遇の改善がなされることが望ましく、このような雇用管理によって、障害者雇用の安定と質的向上が図られることは、ノーマライゼーションの趣旨にも適うものである。しかしながら、このような処遇の改善に伴う（又はその前提となる）配置転換を行おうとすると、重度障害者をはじめとする障害者の場合は特に施設・設備面での改善を要することが多く、事業主にとってもこのような障害者の配置転換は負担が大きく、コスト的に断念せざるをえない場合が少なくない状況にある。

また、他方で、経済的事項の変化により事業主がその雇用する障害者の作業内容を変更する場合にも、施設・設備の整備を必要とすることが多く、このような負担が障害者の雇用の安定を阻害しているとも考えられる。

このため、事業主が処遇の改善を図るために現に雇用する障害者を配置転換する場合や、経済的事項の変化により現に雇用する障害者が従事する作業を変更する場合に、新たな施設・設備を設置・整備する必要が生じた場合についても、必要な助成措置が講じられる必要がある。